

## 平成31年度 予算と主な事業

水道、下水道、ガスのライフラインを安全に安定してお使いいただくための、平成31年度予算と主な事業が決まりましたのでご紹介します。



### 水道事業

#### 施設をつくるための収入と支出

借金	3億円	4億円
工事負担金	1億円	
水道管等をつくる費用	34億円	47億円
借金の返済	13億円	

◆43億円の不足分は減価償却費等で補います。

収入

支出

#### 水道水をお届けするための収入と支出

本業による収入(水道料金等)	69億円	79億円
本業以外の収入	10億円	
本業による支出(水道水をつくる費用)	61億円	66億円
(減価償却費)	33億円	
本業以外の支出	28億円	
本業以外の支出	5億円	

主な事業

- 地震に強い水道施設の構築…13億7千万円
- 浄水場間をつなぐ連絡管の整備…4億円
- 水需要の減少に対応した水道システムの構築…2億5千万円



耐震管布設状況

### 下水道事業

#### 施設をつくるための収入と支出

借金	12億円	20億円
一般会計からの繰入金	2億円	
国からの補助金	6億円	63億円
下水道管等をつくる費用	22億円	
借金の返済	41億円	

◆43億円の不足分は減価償却費等で補います。

収入

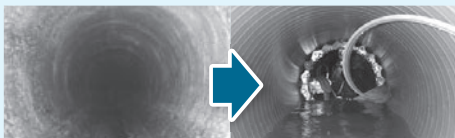
支出

#### 下水を処理するための収入と支出

本業による収入(下水道使用料等)	78億円	100億円
本業以外の収入	22億円	
本業による支出(下水を処理する費用)	85億円	96億円
(減価償却費)	37億円	
本業以外の支出	48億円	
本業以外の支出	11億円	

主な事業

- 下水道施設の延命化による効率的な施設更新…6億3千万円
- 下水道未整備地区の整備…4億1千万円
- 地震に強い下水道施設の構築…4億6千万円
- 市街地における雨水渠施設の整備…1億円



改築更新(管更生)工事前後の写真

### ガス事業

#### 施設をつくるための収入と支出

工事負担金ほか	0.4億円	0.4億円
ガス管等をつくる費用	14億円	

◆13.6億円の不足分は減価償却費等で補います。

収入

支出

#### ガスをお届けするための収入と支出

本業による収入(託送料金収入等)	45億円	49億円
本業以外の収入	4億円	
本業による支出(ガスを送るための費用)	42億円	44億円
(減価償却費)	31億円	
本業以外の支出	11億円	
本業以外の支出	2億円	

主な事業

- 都市ガスの普及と安定供給のための整備…5億8千万円
- 地震や腐食に強いガス管への入れ替え…3億6千万円
- 官民連携(PPP/PFI)制度の活用による経費…4億7千万円



地域をまたぐ安定供給のための橋梁へのガス管設置

お問い合わせ先 経営経理課 ☎077-528-2602

# 雨水を貯めて使って、戻しましょう!

## — 雨水貯留浸透施設設置助成制度のお知らせ —

大津市では、雨水を貯めたり、できるだけ地面にしみ込ませたりすることで、大雨の際の浸水被害等を軽減し、健全な水循環の回復を図っています。平成19年より助成事業を開始して以降、これまでに653件助成してきました。豊かな水循環、安心して暮らせるまちづくりの為に、雨水貯留浸透施設設置助成制度をご活用ください。

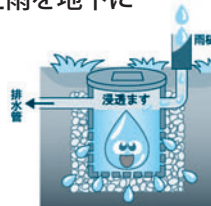
### 【貯留タンクとは?】

屋根に降った雨を雨といから貯める容器



### 【浸透ますとは?】

屋根に降った雨を地下に浸透させる小さな穴の開いたます



### ●助成制度の内容

	雨水貯留施設(貯留タンク100ℓ以上)	雨水浸透施設(浸透ます)
対象建築物	戸建住宅、集合住宅、事業所など(※1)	
対象区域	大津市公共下水道認可区域内(※2)	大津処理区内(※3)
申請回数	1回	
対象経費	本体及び付属品の購入費	設置工事費(※4)
助成金額	対象経費の2/3 100ℓ以上150ℓ未満 上限25,000円 150ℓ以上200ℓ未満 上限35,000円 200ℓ以上 上限40,000円 (建築物1棟につき1基まで)	対象経費の2/3 上限60,000円

※1) 販売や展示を目的とした建築物は除きます。

※2) 下水道供用区域とその周辺。葛川学区全域と小松、木戸、和邇、南郷、大石、青山学区の一部地域は含まれません。

※3) 滋賀、山中比叡平、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐学区の市街地部です。

※4) 浸透ます設置工事は下水道排水設備指定工事店にお願いしてください。

申請書は下水道課にてお渡しします。その他、市民センターの窓口で配布、大津市企業局ホームページからダウンロードも可能です。

### ●申請にあたっての注意点

- ①決定通知書交付の前に購入・設置された場合は補助の対象となりません。
- ②申請者は対象建築物の所有者、または所有者の同意を得た使用者の方に限ります。

お問い合わせ先 下水道課 ☎077-528-2765 / E-mail: otsu1901@city.otsu.lg.jp

## 水道管の洗浄作業にご協力ください

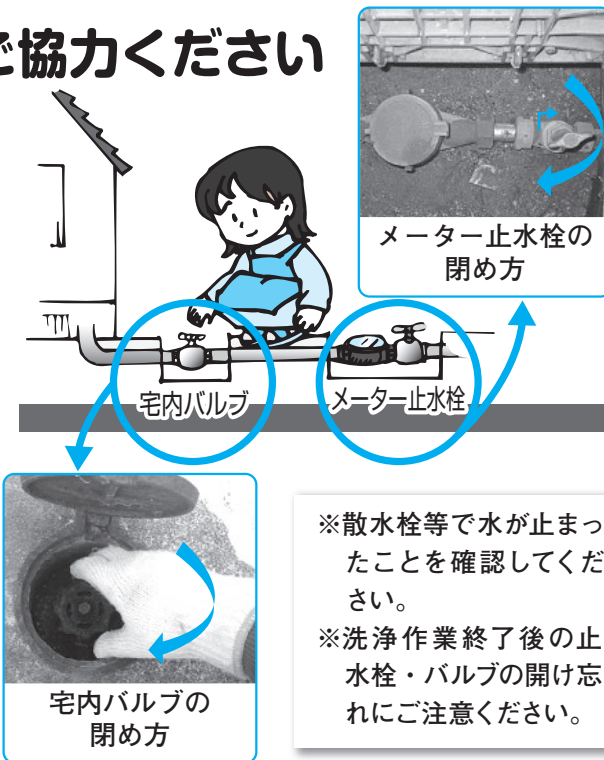
水道管内の水質維持・向上のため、「消火栓」や「泥吐管」から強制排水することで、にごり水の原因となる鉄さび等を取り除く、洗浄作業を実施しています。

この作業に伴いにごり水の発生が見込まれるお客さまには、事前に作業日時や区域等、洗浄作業に関する情報を記載した「水道管洗浄作業のお知らせ」をポストに投函しますので、洗浄作業中は水道のご使用はお控えください。

特に電気温水器やエコキュート等の給湯タンク式の給湯器などを設置されているお客さまが、水道を使用されますと、機器ににごり水が流入するおそれがありますので、宅内バルブやメーター止水栓等を閉める等のご協力をお願いします。

なお、洗浄作業の対象は道路等の地下に埋設された配水管であり、配水管からお客さま宅への引込管(給水管)ではありません。

また、作業終了後はバケツ一杯程度の散水栓(屋外の水まき用)等で水道水を出して確認していただきますようお願いいたします。



※散水栓等で水が止まったことを確認してください。

※洗浄作業終了後の止水栓・バルブの閉め忘れにご注意ください。

お問い合わせ先 維持管理課 ☎077-528-2609